d　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。

e　項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

f　項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面及び第十三面の開示を行う場合、第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

g　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の二の規定により、1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

h　「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百五十九条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

i　「信用リスク　その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条第二項の規定により、100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

j　項番４「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面、第十五面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番６「合計」の項ヘ欄の額、第十五面の項番５「ＣＶＡリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第二十一面の項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

k　項番５－１「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l　項番５－２「カウンターパーティ信用リスク　うち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十八条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番９「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o　「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＣＶＡリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p　「カウンターパーティ信用リスク　うち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

q　項番７「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。同条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるＰＤ／ＬＧＤ方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r　項番７「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100％のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s　「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t　「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十九条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u　項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

v　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

w　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

x　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

y　項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。